

令和5年度第2回日進市自治推進委員会 議事要旨メモ

日 時 令和6年1月30日(火) 午後4時から午後4時40分まで

場 所 日進市役所本庁舎4階 第3会議室

出席者 昇秀樹(会長)、杉山知子(副会長)、谷口功、清水勇生、長谷川純、早川真理、山田達也、
住田穂積、田中拓己、村野政章(敬称略)

欠席者 なし

事務局 岩瀬雅哉(同部調整監)、小出誠二(同部次長兼企画政策課長)、西口和宏(同課課長補佐
兼市政戦略係長)、窪田健一(同課同係主査)、佐藤成俊(同課同係主任)

答申の為に出席 萩野一志(総合政策部長)、杉田 武史(生活安全部長)

席した者

説明の為に出席 大鐘徹也(市民協働課長)、小濱美紀(同課主幹)、西澤寿一(同課市民協働係長)

席した者

傍聴の可否 可

傍聴の有無 有(6名)

次 第

1 開会

2 議題

(1)答申案1(日進市自治基本条例(平成19年日進市条例第24号)の解説の検証について)の内容について

(2)答申案2(日進市市民参加及び市民自治活動条例(平成24年日進市条例第2号)第27条の規定に基づく協議及び定期的な評価について)の内容について

3 答申

(1)日進市自治基本条例(平成19年日進市条例第24号)の解説の検証について

(2)日進市市民参加及び市民自治活動条例(平成24年日進市条例第2号)第27条の規定に基づく協議及び定期的な評価について

4 報告

(1)日進市住民投票施行規則の一部改正について

(2)「市民のNPO・ボランティアの参加率」と「市民のNPO・ボランティアへのスタッフとしての参加率」の他市町の状況、及び福祉会館の登録団体について

5 閉会

配布資料

・答申案1

・答申案2

・資料1 日進市自治基本条例の解説

・資料2 日進市住民投票条例施行規則の一部改正について(報告)

・資料3 前回の質問事項についての調査結果

会議要旨

1 答申案1の内容について
案について、意見なし。

2 答申案2の内容について
案について、意見なし。

3 答申

(1)昇会長より、総合政策部長及び生活安全部長に別紙案のとおり答申をいただきました。

(2)総合政策部長より、答申に対しての御礼を述べました。

4 日進市住民投票施行規則の一部改正について(報告)

選挙権の年齢について、不在者投票のみの変更となる理由を教えてください。

企画政策課)⇒本件は、民法改正時の改正漏れが判明したことによる改正です。

5 「市民のNPO・ボランティアの参加率」と「市民のNPO・ボランティアへのスタッフとしての参加率」 の他市町の状況、及び福祉会館の登録団体について(報告)

(1)現在、豊田市では市民の NPO・ボランティアへのスタッフとしての参加率について、コロナの影響の推移を確認しています。

(2)現在、ボランティア活動でも行政が把握できる範囲と、行政では把握できない個人や法人が独自で行っている範囲があると思いますが、連携できる部分についてはよろしくお願いします。

市民協働課)⇒承知しました。

6 その他

(1)市民に寄り添った行政であってほしいと思います。大府市の例ですが、市役所でお役所言葉を使わないという取組をしているという報道がありました。例えば、「遺憾」は「残念である」、「マスタープラン」は「基本計画」などが挙がっていました。窓口での対応や、広報誌の文言をはじめとして、議員や市職員の皆さんには、市民に分かりやすい言葉遣いをお願いします。ぜひ、自治活動を盛り上げてほしいと思います。

企画政策課)⇒承知しました。

(2)市民とは何かということについて、よく考えてください。本来は、政治的主体を市民と呼びますが、〇〇町だから市民活動ではなく町民活動である、というような話が出る場合があります。

日進市が市にならず、町のままであればどうであったと思われるか、お考えをお聞かせください。

企画政策課)⇒市政活動をしている人に限らず、広い意味で市民を捉えています。

昇会長)⇒滋賀県の水口町で、市民会館を建設したら議論が起こったということがありました。市民という言葉は、政治的な思想に基づいて使われる場合もありますのでご注意ください。

なお、地方自治法上では「住民」という言葉が使われています。